

■ 確保緑地の適正整備事業の考え方^{※1}

鎌倉市都市景観部みどり課

はじめに

鎌倉市は、緑の基本計画で、リーディング・プロジェクトの「緑の質の充実」として、「未来に誇れる価値ある緑の創造」の考え方を示し、この施策展開の一つとして、平成 21 年度より「確保緑地の適正整備事業」に着手しています。

この事業は、これまで「保全すべき緑地の確保」の主要施策の一つとして進めてきた「特別緑地保全地区の指定」の取り組みにより確保した緑地のうち、市有緑地部分を対象にして、管理不足などにより荒廃の恐れのある緑地を適正に整備して、緑の質を高めていこうとする事業です。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる豊かな緑を将来に継承するために保全する地区であり、地区内では行為制限に伴う土地の買入れ申出制度等により、鎌倉市有地となっている土地が既に約 30 ヘクタールの面積（指定候補地内の土地を含みます）に達しています。

鎌倉市は、この貴重な緑地を未来に誇れる特別緑地保全地区にふさわしい緑として、整備、保全していきます。

1 特別緑地保全地区の概要

(1) 指定状況

○平成 31 年 4 月 1 日現在の指定状況は次のとおりです。

地区名		面積(約 ha)	指定年月日	指定主体
1	城廻地区	3.7	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市
2	昌清院地区	0.8	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市
3	岡本地区	3.2	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市
4	玉縄城址地区	2.4	平成 15 年 6 月 17 日	鎌倉市
5	常盤山地区	19	平成 17 年 9 月 13 日 (平成 23 年 10 月 18 日変更)	神奈川県
6	寺分一丁目地区	2.3	平成 19 年 12 月 19 日	鎌倉市
7	天神山地区	5.0	平成 20 年 9 月 16 日	鎌倉市
8	手広・笛田地区	6.0	平成 21 年 9 月 14 日	鎌倉市
9	梶原五丁目地区	4.6	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市
10	等覚寺地区	1.8	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市
11	上町屋地区	0.6	平成 30 年 6 月 15 日	鎌倉市
合計		49.4		

(2) 緑地内の樹林地

○特別緑地保全地区（約 49.4ha）の概ねは樹林地であり、一部に社寺境内、池沼、原野等が介在しています。

(3) 土地所有

○特別緑地保全地区 11 地区で約 6 割が市有緑地であり、約 4 割が民有緑地と考えられます。

^{※1} 平成 21 年 7 月 10 日決裁済みの考え方を平成 31 年 4 月 1 日までの施策の進捗を踏まえて時点修正しています。

○特別緑地保全地区候補地（約 44.9ha）のうち、約 2.2ha が市有緑地です。

（４）地形・植生

ア 地形

- ・特別緑地保全地区は、概ね標高 100m 以下の起伏に富んだ丘陵地に位置しています。
- ・地区内の斜面では、30° 以上の急傾斜地も分布し、保安林の治山工事や急傾斜地崩壊危険区域の防災工事が実施されている緑地も一部に含まれています。

イ 植生

- ・特別緑地保全地区の概ねの潜在自然植生はヤブコウジースダジイ群集ですが、原植生はほとんど残されておらず、半自然的な代償植生が成立しています。
- ・特別緑地保全地区内の緑地の概ねを占める樹林地は、大きく次のタイプに分けられます。
 - i 常緑広葉樹林（ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブ群集など）
 - ii 落葉広葉樹林（オニシバリーコナラ群集、ヤマザクラコナラ群落など）
 - iii スギ・ヒノキ植林地
 - iv その他
- ・長期にわたり、除伐、間伐等の積極的かつ継続的な保育管理が行われていないため、放置することにより、荒廃の恐れがある緑地もあります。



ヒノキ植林地（樹齢 50 年以上）内の倒木（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）



ヒノキ植林地（樹齢 50 年以上）内の放置された倒木（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）

（５）都市緑地法による管理等

○買い入れた土地を、法律の目的に適合するように、また緑の基本計画記載事項に従って管理しなければならないこと、及び民有緑地については管理協定を締結して地方公共団体が管理することができることが定められています。

（６）緑地管理の実情

ア 市有緑地

- ・除草等、周辺住民からの要望に対応しています。（日照・落葉の苦情には対応していません。）

イ 民有緑地

- ・鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づき、土地所有者の申請をもとにして、予算の範囲内で、枝

払いなどの支援策を講じています。

- ・鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、緑地保全契約を締結している、市街化区域内の土地の所有者には奨励金を予算の範囲内で交付しています。
- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき、保存樹林の指定を受けている土地の所有者には、奨励金を予算の範囲内で交付しています。
- ・神奈川県自然保護奨励金交付要綱に基づき、1ha 以上の土地所有者が緑地の手入れを行った場合、奨励金が交付されています。(県事業)

2 整備の必要性

(1) 法の目的の実現

○都市緑地法により、特別緑地保全地区には「良好な都市環境の形成」「健康で文化的な都市生活の確保」という環境面で質の確保が求められており、そのための緑地整備が必要です。

(2) 緑地荒廃の防止

○緑の基本計画では、次の考え方を「緑の質の充実」として重点的に取り組むべき施策展開の一つとして示しており、荒廃の恐れのある樹林地の整備が必要です。

- ・緑に恵まれているが、質的には管理不足などによる荒廃した樹林地などの課題がある。
- ・良好な都市環境を維持していくために、その基盤をなす緑を適正に管理し、緑の質を高めていくことが必要である。
- ・グリーン・マネジメントの考え方に沿って、多角的な視点に立った適正管理を継続的に行うことによりすべての緑の質を高め、市民や企業等とも連携して、未来に誇れる価値ある緑を創造していく。

○本市の緑地の概ねは丘陵樹林地であり、放置すれば、急斜面地での樹木の巨木化、林床の裸地化による降雨時の土砂流出等など、緑地及び周辺市街地の災害の危険性が増加するため、適正に緑地を整備することは、将来の災害復旧工事と同工事による緑地の喪失の可能性を未然に低下させ得るものです。

○本市は、緑の基本計画を推進するために保全対象緑地の自然環境調査（平成 15 年 3 月）を行っていますが、緑地保全上、適切な管理内容を検討して、自然環境の保全を図ることの必要性が確認されています。

(3) 公有財産の適正管理

○市有緑地は、公有財産として、常に良好な状態において維持、保存する必要があります。

(4) 市民との連携

○緑の基本計画では、緑を地域共有の財産として受け止め、市民や企業等とも連携していく施策展開の考え方を示しています。

○大径木となった危険木の伐採など比較的高度で専門的技術をもって行うべき整備を実施することにより、市民ボランティア等の活動可能な区域が拡大します。

3 事業の方向性

(1) 適正整備の方向性

○特別緑地保全地区及びその候補地として確保した市有緑地を対象として、緑地の質的向上を図ることを目的として、適正な整備を行います。

○放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施していきます。

(2) 整備の内容

○予算の範囲で継続的に実施していきます。

○樹林地のタイプによる整備は次の内容を基本とします。

i 常緑広葉樹林（ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブ群集など）

- ・過去の人為的な影響が無いか、緩斜面の樹林は自然林としてそのまま保全し、巨木化を放置することにより、がけ崩れの恐れがあり、かつ緊急性を要するものについて、物理的に斜面の安定を期して枝おろしを実施する。

- ・緑地景観の向上に必要な、倒木、枯損木を処理する。

- ・以上のほか、基本的に当面の事業実施の対象としない。

ii 落葉広葉樹林（オニシバリーコナラ群集、ヤマザクラコナラ群落など）

- ・主に斜面地の巨木化した樹木を伐採する。萌芽を期待することに困難性を伴うため、皆伐を行わず、一定の樹林景観を確保できる範囲で実施する。

- ・5年程度を経て、伐採木の萌芽能力が確認できれば、残した大径木も萌芽更新伐採し、薪炭林等としての二次林の形態に類似した緑地を目指す。

- ・緑地景観の向上に必要な、倒木、枯損木を処理する。

iii スギ・ヒノキ植林地

- ・林床の植生回復が期待できる密度に除伐・間伐を行う。
- ・緑地景観の向上に必要な、倒木、枯損木を処理する。

○樹林地内の巡視や適正な整備に必要な管理用経路を緑地内に設けます。

○緑地の機能保全に必要な軽易な施設を設けます。

○その他、試行とモニタリングを繰り返し、作業による影響を見極めながら、必要に応じた作業を行



市民ボランティアにより、倒木処理などの緑地管理が継続的に実施されているヒノキ植林地（樹齢 50 年以上）。緑地内に必要な最小限の管理用通路も整備されている。（常盤山特別緑地保全地区内の市有緑地）



管理が継続的に実施されているスギ植林地（樹齢 40 年以上）。（近郊緑地保全区域内の民有緑地）

っていきます。

(3) 実施時期

○年間を通じて、作業の内容に応じ、必要な場所で、適切な作業を、最も効果的な時期に実施することとします。

○樹木を対象とした作業の実施時期については、休眠期にあたる12月～翌年2月までを原則とします。

4 期待される効果

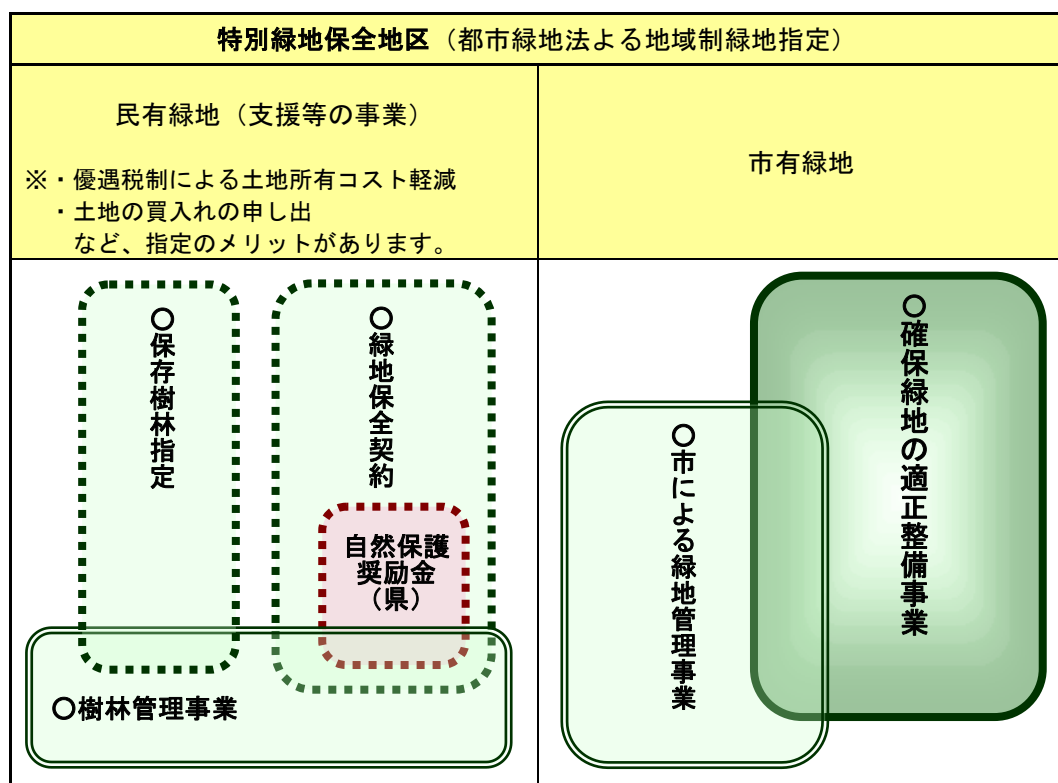
○生物多様性の確保をはじめ、緑地の機能向上が期待できます。

○健全で良好な緑地景観の形成が期待できます。

○市民の自然とのふれあい活動の場として適切な緑地となることが期待できます。

○市民ボランティアと連携して管理ができる緑地状況とすることが期待できます。

《参考》特別緑地保全地区での緑地保全事業（イメージ）



※自然保護奨励金は、保存樹林指定の緑地を奨励金交付対象から除外しているものではありませんが、現在、鎌倉市内の特別緑地保全地区で対象となる土地がない状況です。